

# 生活衛生同業組合の組織と活動

～組合活性化と国民生活～

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター  
専務理事

小宮山 健彦 (こみやま たけひこ)

## 生活衛生同業組合の組織と活動 ～組合活性化と国民生活～

(公財) 全国生活衛生営業指導センター  
専務理事 小宮山 健彦

### 1 生活衛生同業組合のなりたち

組合は、必要だから生まれた

伝統への理解と自負を

### 2 生活衛生同業組合のキーワード

営業者の自主的活動の促進

衛生水準の維持・向上

### 3 組合の存在意義

社会的地位の向上

対外交渉力の強化

メリットとは

自立、自覚、相互扶助

### 4 住民の安心・安全の確保

コンプライアンス

生衛業における危機管理対応

### 5 国民生活に貢献しているという自覚を持って

# 生活衛生関係諸法の体系

## 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

目的：生活衛生同業組合等の事業者の自主的活動を促進するとともに、料金等の規制、営業の振興、経営の健全化の指導、苦情の処理体制整備、表示の適正化等により、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じた衛生水準の向上を図り、併せて消費者・利用者の利益を擁護することを目的とする。

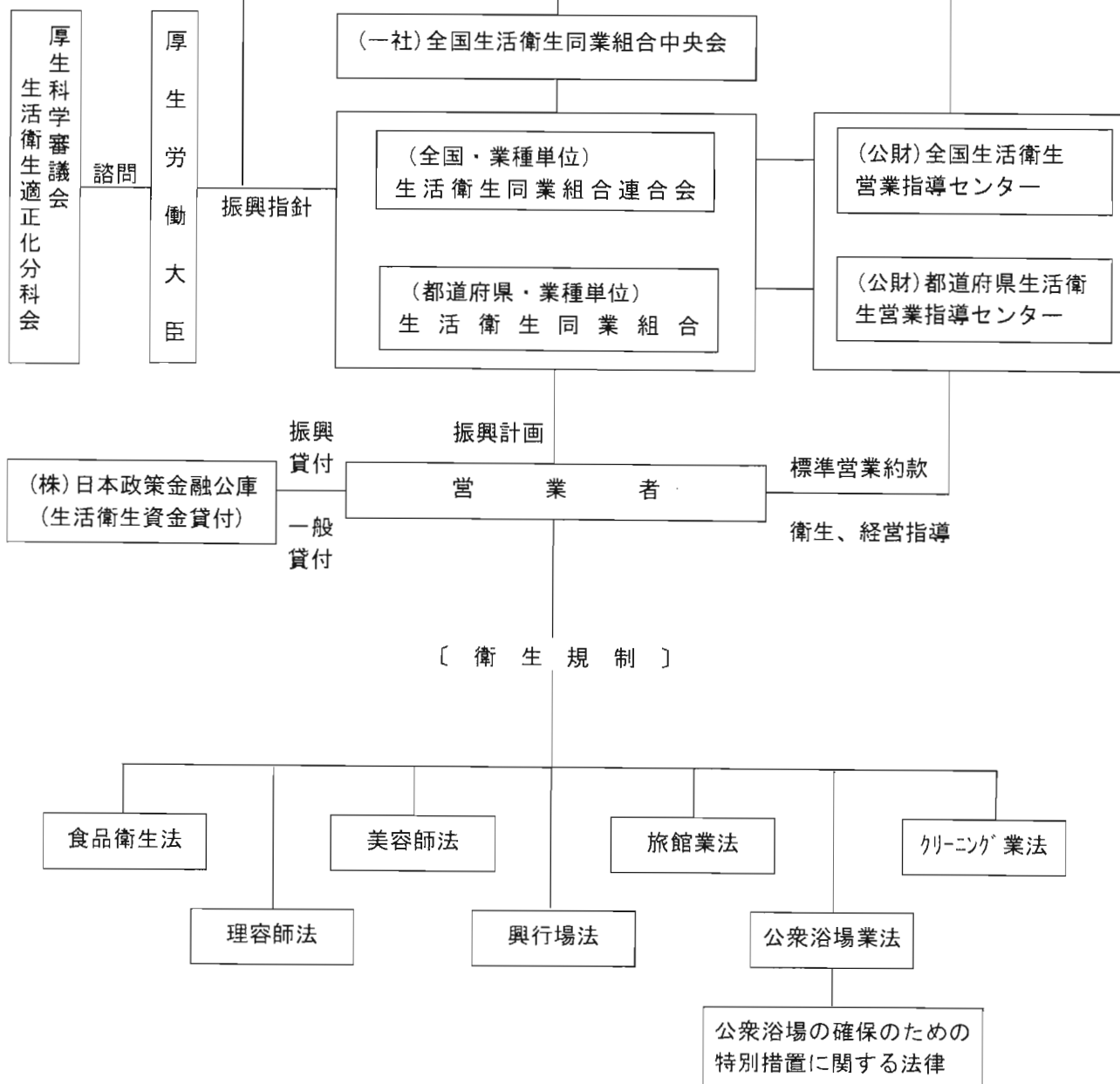
(17業種)

- ①すし ②めん類 ③中華料理 ④社交 ⑤料理 ⑥一般飲食 ⑦喫茶 ⑧食鳥肉 ⑨食肉
- ⑩氷雪 ⑪理容 ⑫美容 ⑬興行場 ⑭ホテル・旅館 ⑮簡易宿所 ⑯公衆浴場業 ⑰クリーニング

〔営業の振興の計画的推進〕

〔事業者の自主的活動の促進〕

〔衛生水準の維持・向上、  
経営健全化の指導〕



# 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び 振興に関する法律」(略称：生衛法)の歩み

## 制定経緯等

戦後の経済復興の中で第3次産業の就業者は著しく増加したが、中でも生活衛生関係営業(環境衛生関係営業：当時)は過当競争気味となり、中小零細事業者の多い業界の性格もあり、利潤を無視した低料金、低賃金、長時間労働等が目立ち、正常な経営が阻止されるとともに衛生措置の低下が憂慮されるようになった。また、生活衛生関係営業は、国民の日常生活にとって極めて密接な関係を有する重要な営業であるところから、かねてより食品衛生法、理容師法等それぞれの法規をもって施設水準の営業上遵守すべき基準を定め、主として公衆衛生の見地からの衛生規制が行われていたが、このような当時の業界の実情は、衛生面からの直接的規制のみでは、その健全な育成に万全を期し難い面を生じており、公衆衛生の一層の向上と増進に資するには直接的規制にあわせて、これら営業者の経営の安定のための措置を講ずることが必要とされていた。

このため、昭和31年、営業者の自主的組織を通じその活動の促進を図るとともに、過度の競争を防止し、その他経営の安定をもたらすための措置を講ずることにより公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的とした「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案」が議員提案として国会に上程され、昭和32年6月に成立、同年9月より施行となった。

その後、昭和54年には、経営の一層の健全化と利用者の利益を図ることを目的として、振興事業制度、標準営業約款制度、環境衛生営業指導センター制度、環境衛生同業小組合制度の創設等を内容とする法律の一部改正が行われ、平成12年には、環境衛生関係営業を取り巻く状況に的確に対応するため、法律の題名及び目的規定に生活衛生関係営業の「振興」を加え、環境衛生同業組合等の事業に「組合員の営業に係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施」等を加え、国及び地方公共団体の環境衛生同業組合等に対する助成・援助に関して規定するとともに、「環境衛生」の文言を「生活衛生」に改めるなどの一部改正が行われた。

## 目 的

生活衛生同業組合等の営業者の自主的活動を促進するとともに、料金等の規制、営業の振興の計画的推進、経営の健全化の指導、苦情の処理体制整備、表示の適正化等により、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じた衛生水準の向上を図り、併せて消費者・利用者の利益を擁護することを目的とする。

## 主な50年の歩み

- 昭和31年 5月 法案(旧名：「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」)が第24国会に議員立法で上程されるが、継続審査となる。
- 12月 第25国会でも継続審査となる。
- 昭和32年 5月 第26国会にて成立
- 6月 公布(3日、法律第164号)
- 9月 施行(2日)

<法律概要>

- (1) 環境衛生関係営業について、衛生水準の向上を図るため営業者の自主的活動を促進させるとともに経営の安定を図るための措置を講ずることができるようにすることを目的とする。
- (2) 営業者は業種ごとに都道府県を単位として環境衛生同業組合を設立することができること。
- (3) 組合は、衛生措置の確保のための組合員の営業に関する料金等の制限（適正化規程）等の事業を行うこと。
- (4) 厚生大臣は衛生水準の確保のための料金等の制限ができること（規制命令）。
- (5) 環境衛生適正化審議会を設置すること。

昭和 36 年 11 月 第一次改正（非組合員に対する改善勧告制度の創設等）

- ・衛生措置の確保のための非組合委員の事業活動に対する改善勧告制度の創設
- ・組合事業に組合員の福利厚生に関する事業を追加
- ・組合に対する出資制度（出資組合）を創設

昭和 37 年 9 月 第二次改正（適正化規程の創設等）

- ・過度の競争により営業者の健全な経営の維持に甚だしい支障を生じる場合についても、適正化規程の制定、規制命令、改善勧告ができることとした。

昭和 39 年 6 月 第三次改正（非組合員等との組合協約締結等）

- ・組合が非組合員との間に組合協約を締結できることとした。
- ・組合が大企業との間に特殊契約を締結できることとした。
- ・一定規模以上の非組合や大企業者に組合協約、特殊契約に関する交渉に応ずる義務があることとした。

昭和 54 年 4 月 第八次改正

- ・法の目的に「環境衛生関係営業について、経営の健全化を図るとともに、利用者又は消費者の利益の擁護に資すること」を追加
- ・適正化規程に実施期間を付する。特殊契約の相手方として大企業者のダミー会社を加える。組合が特殊契約の締結交渉するに当たって事前に都道府県知事に相手方の調査を申し出ることができることとする等、過度の競争等に対する措置の規程を整備
- ・環境衛生同業小組合制度の創設
- ・厚生大臣による振興指針の策定、組合による振興計画の作成を規定
- ・都道府県及び全国環境衛生営業指導センターの設置を規定
- ・標準営業約款制度の創設

平成 12 年 4 月 第十六次改正

- ・法律の題名中に「振興」を加え、「環境衛生」を「生活衛生」に変更
- ・目的規定中「生活衛生関係営業の振興を図ること」を追加
- ・組合及び連合会事業中「組合員の営業に係わる老人の福祉その他の地域福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他の当該事業の実施に資する事業」を追加
- ・国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じ生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上等に資するため、生活衛生同業組合等に対して、必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならないことを追加等

**お店の数が一番多いのは専門料理店、美容業が第2位**  
**～ベスト20に生衛業が7業種～**

平成24年経済センサス活動調査の産業小分類別結果をみると、全国で事業所数が1番多いのは日本料理・中華料理・ラーメン店・焼肉店などの「専門料理店」で約17万4000店舗。第2位は「美容業」の約16万9000店舗です。そして、「酒場・ビヤホール」(第5位)、「理容業」(第6位)、「バー・キャバレー・ナイトクラブ」(第8位)、喫茶店(第15位)、洗濯業(第18位)と続き、ベスト20に生衛業が7業種も入っています。このように、地域における事業所の数を比べますと、大変多くの生衛業のお店があり、生衛業が地域住民にとってなくてはならない産業であることがわかります。

**表 事業所数上位20位の産業(平成24年)**

順位	産業小分類項目名	事業所数	産業計に占める割合(%)
1	<b>専門料理店</b> (注1)	<b>173,946</b>	<b>3.2</b>
2	<b>美容業</b>	<b>169,196</b>	<b>3.1</b>
3	貸家業, 貸間業	163,207	3.0
4	その他の飲食料品小売業(注2)	138,295	2.5
5	<b>酒場, ビヤホール</b> (注3)	<b>118,269</b>	<b>2.2</b>
6	他に分類されない小売業	106,846	2.0
7	<b>理容業</b>	<b>105,635</b>	<b>1.9</b>
8	<b>バー, キャバレー, ナイトクラブ</b> (注4)	<b>102,003</b>	<b>1.9</b>
9	医薬品・化粧品小売業	85,263	1.6
10	教養・技能教授業	81,616	1.5
11	一般診療所	78,390	1.4
12	療術業	77,669	1.4
13	自動車小売業	77,647	1.4
14	土木工事業(舗装工事業を除く)	77,156	1.4
15	<b>喫茶店</b>	<b>70,454</b>	<b>1.3</b>
16	婦人・子供服小売業	69,689	1.3
17	老人福祉・介護事業	67,925	1.2
18	<b>洗濯業</b>	<b>65,074</b>	<b>1.2</b>
19	歯科診療所	63,692	1.2
20	菓子・パン小売業	62,077	1.1

注1：日本料理店、中華料理店、ラーメン店、焼肉店など

注2：コンビニエンスストア、料理品小売業、米穀類小売業など

注3：居酒屋、焼鳥屋、おでん屋、ダイニングバーなどを含む

注4：スナックバー、カラオケスナック、スタントバー、パブなどを含む

資料出所：平成24年経済センサス活動調査（産業小分類別結果）

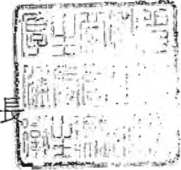




健衛発0726第1号  
平成23年7月26日

都道府県  
各 政 令 市 衛生主管部（局）長 殿  
特 別 区

厚生労働省健康局生活衛生課長



### 新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の 運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進する等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的としており、生活衛生関係営業者には、極めて関連の深い法令の一つです。

生衛法第3条に基づく生活衛生同業組合は、

- ・振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す、
- ・衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する、

といった役割を果たしています。

また、生活衛生同業組合に加入する組合員には、

- ・株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）を通じて実施している生活衛生融資による特別金利が適用になる、
- ・福利厚生、共済事業等を実施しており、そうした仕組みを利用できる、
- ・税制上、経営基盤の安定を図るため、特別償却や固定資産税の減免等

といった優遇措置があります。

組合への加入、非加入は、各営業者の任意であります。上記の機能を鑑みて、また、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられることから、

- ・都道府県（保健所）への営業の許可申請、届出に際して、
- ・一般融資に当たっての都道府県（又は都道府県の委託を受けた都道府県生活衛生営業指導センター）が推薦書の発行申込みを受けた際に、
- ・その他生活衛生関係営業者に対する研修会を実施するなどの際に、

営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、別添の内容を含む資料を用いるなどして、情報提供を行うようお願い申し上げます。

なお、振興計画を未作成の組合に対して、営業者の営業の振興が計画的に推進され、日本公庫からの貸付に有利な条件が適用されるよう、振興計画の作成に関して、「振興計画を未作成の生活衛生同業組合に対する指導について」（平成23年5月17日健衛発0517第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により通知していますので、念のため申し添えます。

## 情報提供内容（例）

## 一 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 一

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（生衛法）に規定される営業です。

(1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。

(2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。

(3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。

(4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

※生活衛生関係営業：

- ①飲食店営業（すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食）
- ②喫茶店営業                      ③食肉販売業（食鳥肉、食肉）                      ④冰雪販売業
- ⑤理容業                              ⑥美容業                              ⑦興行場営業
- ⑧旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所）                      ⑨公衆浴場業                      ⑩クリーニング業

2. 組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

(1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導

(2) 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋

(3) 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業

(4) 組合員の福利厚生に関する事業

(5) 組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

- 融資限度額が大きい      ○貸付期間が長い      ○金利が低い
- 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
- 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり      等



# 生活衛生同業組合等に関する意識調査の結果概要

- 1 調査目的: 組合活動等の総括(現状評価)、生活衛生同業組合及び都道府県指導センターのあるべき姿の検討、生衛組合への加入促進対策の検討に資する。 2 調査期日: 平成18年10月～19年2月

## (2) 非組合員の生衛組合に対する意識(非組合員=262人)

### 1 生衛組合を知っているか(認知度)



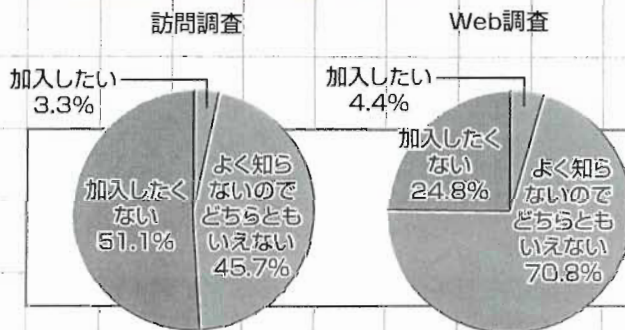
※非組合員の生衛組合の認知度については、「知らない」が52.7%であり、訪問調査とWeb調査ともに半数以上の非組合員が認知していないことが分かった。

### 2 生衛組合への勧誘の有無



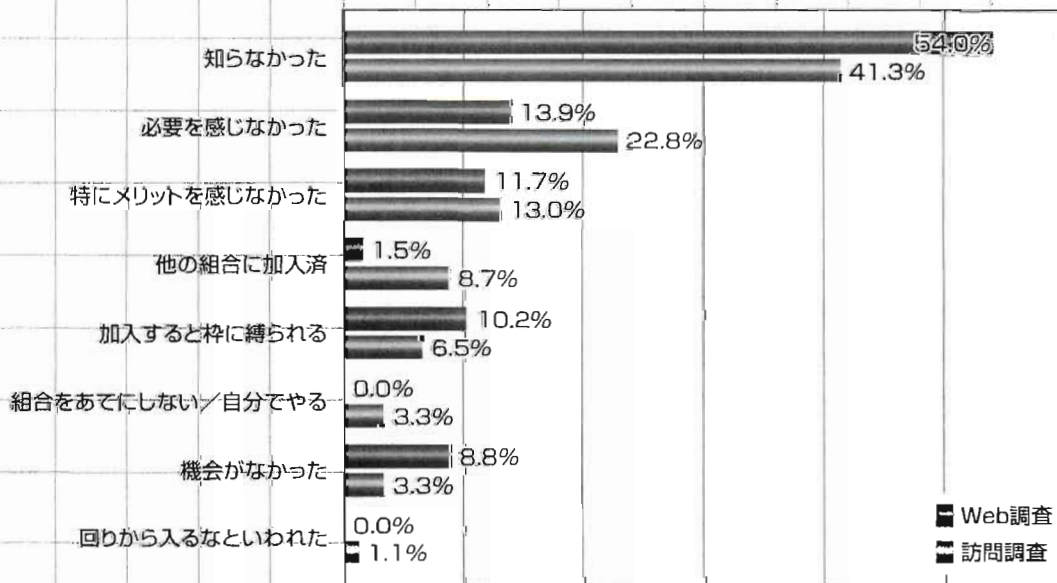
※生衛組合への勧誘の有無については、8割以上が勧誘された経験がないと回答している。

### 3 生衛組合への加入意向



※非組合員の生衛組合への加入意向は、訪問調査では「加入したくない」が51.1%あるが、Web調査では「加入したくない」が24.8%で、「どちらともいえない」が7割あった。

### 4 生衛組合非加入の一番の理由



※生衛組合に加入しない一番の理由については、訪問調査とWeb調査ともに「知らなかったから」(訪問調査54.0%、Web調査41.3%)という回答で、認知レベルの低さに起因していることが大きいと考えられる。

# 生活衛生同業組合等に関する意識調査の結果概要

## (5) 都道府県生活衛生営業指導センターに対する意識

### 1 都道府県指導センターの存在について

組合員=1,417人、非組合員(訪問調査)=111人、  
非組合員(Web調査)=152人



※都道府県指導センターの認知度については、組合員全体では「知っている」が75.6%と、「知らない」の24.4%を上回っている。

業種別でみると、飲食業では「知らない」の比率が31.3%と、全体平均(24.4%)より高い。それ以外の業種では、「知らない」の比率が低く、特に公衆浴場は2.2%、クリーニングは8.7%と特に低い。年齢別では若い人の方が、業歴別では年数が短い人の方が認知度は低い結果となった。

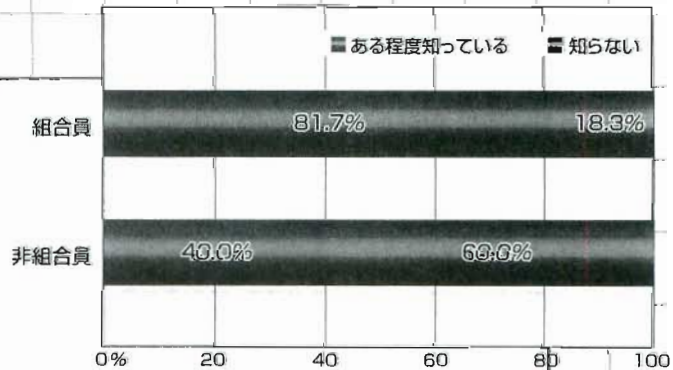
従業者数別では、30人以上の従業者数の所では「知っている」の割合が50%と、少人数の所と比較して低かった。

※非組合員では、訪問調査では8割以上が、Web調査では9割以上が認知していなかった。

### 2 都道府県指導センターの事業内容について

組合員=1,069人、非組合員(訪問調査)=18人、  
非組合員(Web調査)=12人

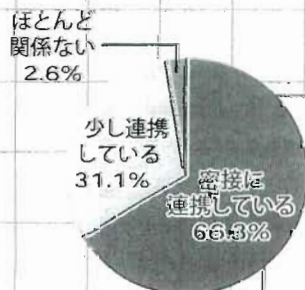
※都道府県指導センターが実施している事業内容の組合員の認知度については、全体では「ある程度知っている」が81.7%、「知らない」が18.3%であった。業種別では、めん類だけは「ある程度知っている」が61.3%と低かった。組合員が知っている都道府県指導センターの事業内容については、「融資相談」(58.8%)、「経営相談(税務・労務等)」(42.4%)、「標準営業約款の登録」(32.0%)、「研修会、講習会」(28.2%)であった。



※非組合員については認知している中で、半数以上が事業内容を知らないと回答している。

### 3 生衛組合の都道府県指導センターに対する意識

生衛組合=569組合



※生衛組合と都道府県指導センターとの関係について、全体では「密接に連携している」が66.3%であった。「少し連携している」との合計比率では97.4%であった。業種別でみると、「密接に連携している」は冰雪が88.9%、公衆浴場が80.0%と高く、興行は47.7%と低かった。